平成２７年（フ）第１０１６号
横浜市磯子区森６丁目１番７号　ナインワン201号
債務者　宮内　香織
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０１８号
神奈川県大和市南林間７丁目12番７号　エスポワール南林間103
債務者　本園　龍之
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８号
栃木県下都賀郡野木町大字友沼5331番地８
債務者　南東　純徳
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第３２４号
静岡県焼津市石津向町18番地の５　102号室
債務者　宇佐美　猛
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２５号
静岡県焼津市八楠２丁目７番地の１　八楠団地305号
債務者　宇佐美秀子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２号
沖縄県沖縄市園田３丁目７番32号　１Ｆ
債務者　新垣　盛彬
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第５６号
沖縄県沖縄市住吉１丁目２番22号　島アパート１Ｆ12号
債務者　新垣小百合
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第７２号
沖縄県沖縄市与儀３丁目16番１―202号県営浜原第二団地
債務者　渡慶次美由紀（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第５９８３号
東京都足立区足立４丁目39―５―201
債務者　徳山　高則
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０３１号
神奈川県川崎市川崎区貝塚２丁目４―５―203
債務者　阿賀　一浩
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０４５号
東京都杉並区阿佐谷北３丁目34―７　武田方
債務者　中村　弥穂
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０４６号
東京都東村山市廻田町４丁目７―10
債務者　高橋　正美
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０４７号
東京都板橋区徳丸２丁目18―14―310
債務者　齊藤知恵子（旧姓會川）
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０５１号
東京都北区東田端２丁目８―20―204　第３田嶋ビル
債務者　江藤　純一
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０５２号
東京都台東区台東４丁目26―３―302
債務者　永倉　幸子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０５６号
東京都目黒区平町２丁目６―２―105
債務者　牧野　聖士
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部